

## 岩見沢市野外音楽ステージ条例を廃止する条例の概要

### 第1 廃止の趣旨

岩見沢市野外音楽ステージについては、恵まれた自然環境の中で音楽等を通じて市民の自主的な文化活動を奨励するため、練習・発表の場として利用されてきたが、施設の老朽化が進み、当初の役割を終えたことから、本施設を用途廃止する。

### 第2 廃止の内容

- (1) 岩見沢市野外音楽ステージ条例の廃止
- (2) 岩見沢市都市公園条例の一部改正（附則第2項関係）

### 第3 施行期日

令和5年4月1日

## 岩見沢市条例第12号

岩見沢市野外音楽ステージ条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

岩見沢市長 松野 哲

### 岩見沢市野外音楽ステージ条例を廃止する条例

岩見沢市野外音楽ステージ条例（昭和54年条例第20号）は、廃止する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（岩見沢市都市公園条例の一部改正）

2 岩見沢市都市公園条例（昭和36年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号から第8号までの規定中「（平成17年条例第108号）」を削り、これらの号を1号ずつ繰り上げる。